

令和7年度クリーニング師試験問題

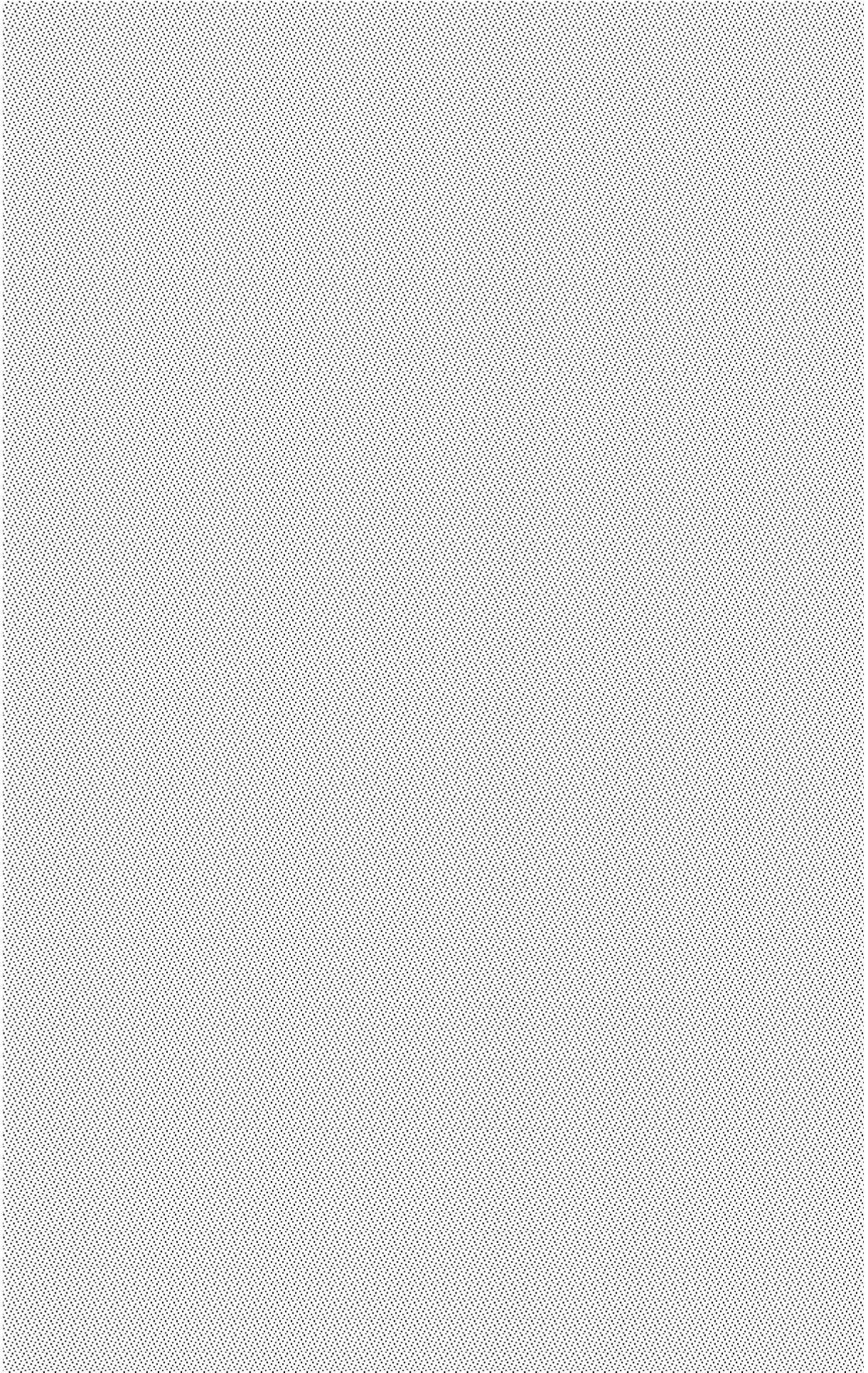
実施日：令和8年2月6日（金）

試験時間：9：40～11：00

◎問題用紙は、指示があるまで開かないでください。

【注意事項】

- 1 試験時間中は発言してはいけません。質問などがあるときは、だまって手を挙げて試験監督者の指示に従ってください。ただし、質問は、誤字・脱字などの印刷に関するものに限り、内容に関するものはお答えいたしません。
- 2 携帯電話やスマートウォッチなどの通信機器は、必ず電源を切っておいてください。
- 3 カンニングなどの不正行為は絶対にしないでください。万一、発見した場合は、失格者として退場していただきます。
- 4 受験票は机に貼ってある受験番号の横に置いてください。
- 5 受験票、筆記用具、時計（通信機能付きのものは使用不可）以外のものは机の上に置かないでください。
- 6 試験開始および試験終了は試験監督者が行いますので、試験監督者の指示に従ってください。
- 7 試験開始後、解答用紙に受験番号および受験者氏名を忘れずに記入してください。
- 8 試験問題は合計15ページです。試験開始後、落丁がないことを確認してください。
- 9 答えは丁寧に、はっきりと記載してください。また、答えを訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消してから記入してください。答えが判別できない場合は、不正解となるので注意してください。
- 10 問題用紙は、試験終了後、持ち帰ることができます。



1 衛生法規に関する知識

問1 次の記述は、クリーニング業法の条文の一部である。文中の空欄①～⑦に入る語句を、下の語群からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な(①)及び(②)を行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、(③)の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (2) この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は(④)を使用して、衣類その他の(⑤)又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業することをいう。
- (3) この法律で「クリーニング師」とは、(⑥)に規定する免許を受けた者をいう。
- (4) 営業者は、クリーニング所以外において、(⑦)として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

(語群)

| | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| ア：説明 | イ：営業者 | ウ：洗剤 | エ：利用者 |
| オ：助言 | カ：繊維製品 | キ：羽毛製品 | ク：処理 |
| ケ：第6条 | コ：漂白剤 | サ：第7条 | シ：営業所 |
| ス：第8条 | セ：取締り | ソ：規制 | タ：指導 |
| チ：権利 | ツ：溶剤 | テ：薬剤 | ト：営業 |

問2 次の記述は、クリーニング業法および同法施行規則に基づく、利用者に対する営業者の衛生措置等に関する条文の抜粋である。文中の空欄①～⑤に入る語句を、下の語群の中からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の（ ① ）等について説明するよう努めなければならない。
- (2) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、（ ② ）の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも（ ③ ）台備えなければならない。ただし、脱水機の（ ④ ）をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- (3) 洗場については、床が、（ ⑤ ）材料で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。

(語群)

| | | | |
|------|--------|--------|--------|
| ア：苦情 | イ：意見 | ウ：処理料金 | エ：効用 |
| オ：効能 | カ：仕上げ | キ：浸透性 | ク：業務用 |
| ケ： 1 | コ： 2 | サ：処理方法 | シ：不浸透性 |
| ス：洗剤 | セ：洗濯方法 | ソ：洗淨 | |

問3 次のクリーニング所の届出に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (2) クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備および従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (3) 営業者の氏名、本籍及び生年月日については届け出なくてもよい。
- (4) 従事者のなかにクリーニング師がいる場合は、その従事者の本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号を届けなければならない。

問4 次の記述は、クリーニング業法および同法施行規則に基づく、クリーニング所の使用に関する条文の抜粋である。文中の空欄①～③に入る語句の組み合わせとして正しいものを一つ選び、その記号を回答欄に記入しなさい。

- ・営業者は、そのクリーニング所の構造設備について（ ① ）の（ ② ）を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の（ ③ ）を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

| | ① | ② | ③ |
|---|--------|----|----|
| ア | 都道府県知事 | 点検 | 確認 |
| イ | 都道府県知事 | 検査 | 確認 |
| ウ | 市町村長 | 検査 | 認可 |
| エ | 市町村長 | 点検 | 認可 |

問5 次のクリーニング師の免許に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- （1）クリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し及び業務を行おうとする場所を記載した書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事に申請しなければならない。
- （2）免許証を紛失したときは、1月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- （3）クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、20日以内に免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

問6 次の記述は、クリーニング師の処分に関するものである。文中の空欄①～②に入る語句を、下の語群の中からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (①)は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して(②)以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

(語群)

| | | | |
|----------|----------|------|------|
| ア：厚生労働大臣 | イ：都道府県知事 | ウ：懲役 | エ：罰金 |
|----------|----------|------|------|

問7 次のクリーニング師の研修に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければならない。
- (2) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後5年以内に、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- (3) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けた後は、5年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

2 公衆衛生に関する知識

問1 次の文は、ウインスローの公衆衛生の定義およびWHO（世界保健機関）憲章の健康の定義に関する記述である。文中の空欄①～⑧に入る語句を、下の語群からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- 公衆衛生とは、（ ① ）の組織的な努力を通じて（ ② ）を予防し、寿命を延長し、（ ③ ）、（ ④ ）健康の能率の増進をはかる科学であり、技術である。
- 健康とは、（ ③ ）、（ ④ ）及び（ ⑤ ）に完全によい状態にあることであり、単に（ ② ）又は虚弱でないということではない。及ぶ限り最高の（ ⑥ ）を享受することは、人種、宗教、政治的信条、（ ⑦ ）状態のいかんを問わず、すべての人間の基本的（ ⑧ ）である。

（語群）

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| ア：社会福祉 | イ：疾病 | ウ：医療水準 | エ：利益 |
| オ：健康水準 | カ：肉体的 | キ：共同社会 | ク：災害 |
| ケ：目標 | コ：組織的 | サ：社会的 | シ：精神的 |
| ス：管理社会 | セ：経済 | ソ：権利 | |

問2 次の(1)～(4)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症と分類の組み合わせとして正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

| | 規定されている感染症 | 分類 |
|-----|------------|-------|
| (1) | ペスト | 一類感染症 |
| (2) | ジフテリア | 二類感染症 |
| (3) | 手足口病 | 四類感染症 |
| (4) | 結核 | 五類感染症 |

問3 次の水質汚濁防止法に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 水質汚濁防止法による排水規制は、政令で定める特定施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される水が対象となるが、洗たく物の洗たくを行うクリーニング所は特定施設に該当する。
- (2) 特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に届け出なければならない。
- (3) ドライクリーニング機械から排出する排液中のテトラクロロエチレンの管理濃度は、水質汚濁防止法および下水道法に基づく排水基準に則り0.1 mg/L以下としている。

問4 次の産業廃棄物の処理に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所で使用された石油系溶剤などを含む廃油等の廃棄物の中には、特別管理産業廃棄物に分類されるものがあり、その処理に関する業務を適切に行うため、クリーニング所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、その処理を産業廃棄物収集運搬業者または処分業者に委託する場合、引渡の際にマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付が義務付けられている。
- (3) マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付した排出事業者は、2年に1度交付等の状況を報告書にまとめて都道府県知事または政令市長に提出することが義務付けられている。
- (4) クリーニング所から排出される紙くずは、すべて産業廃棄物に該当する。

問5 次のテトラクロロエチレンに関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 大気汚染防止法に基づき、テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く）について、処理能力が1回あたり30kg以上の施設に指定物質抑制基準が設定されている。
- (2) 土壌汚染対策法に基づき、テトラクロロエチレンなどの特定有害物質を使用していたクリーニング所の土地の所有者などは、施設の使用廃止時点において土壌汚染の調査を実施し、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- (3) テトラクロロエチレンは、人体に発がんのおそれがあるため、特定化学物質障害防止規則により、特別有機溶剤として規制されており、テトラクロロエチレンを使用したドライクリーニングの作業記録を20年間保存しなければならない。

問6 次のクリーニング業における環境保護に関する取組みの記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年に開催された国連の「持続可能な開発サミット」で採択された取組みであり、世界が2030年までに達成すべき17の目標が公表されている。
- (2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、特定プラスチック使用製品には12製品が指定されており、クリーニング業では、衣類用ハンガーと衣類用カバーが対象製品となっている。
- (3) 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、クリーニング業者は、プラスチックの3R（Reduce、Reuse、Recycle）のほか、Renewable（再生プラスチックやバイオマスプラスチックの利用）に関する取組みが求められる。

3 洗たく物の処理に関する知識

問1 次の洗たく物の処理に関する記述として、正しいものには○印を、誤っているものには×印を、解答欄に記入しなさい。

- (1) 水で落とせる泥などは水溶性の汚れに分類される。
- (2) 化粧品や鉱物油、機械油などは、油性汚れに分類される。
- (3) シミ抜きは、水溶性処理⇒酵素処理⇒油性処理⇒酸化漂白処理⇒還元漂白処理の順に処理を行う。
- (4) ドライクリーニングは、油性汚れは落ちるが水溶性汚れは落ちにくい。衣類の形のくずれ、収縮、脱色が大きく、風合い変化も大きい。
- (5) 伝染病の疾病にかかっている人が使用した物は消毒を要する洗たく物である。

問2 次の繊維素材に関する記述について、関係の深い繊維素材名をア～ソから選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) 長繊維でも短繊維でも特に欠点がなく、天然繊維が使われていたあらゆる分野に進出できている合成繊維。熱セットのプリーツ加工がしやすい、ウォッシュ・アンド・ウェア性が良い。
- (2) ラクダ科の動物からとれる毛で、繊維はやや太く、光沢とぬめり感がある。綿糸との交織は滑りが良く、摩擦にも強いいため洋服の裏地に使用される。
- (3) 木材パルプを原料とし、絹に似た光沢と深みのある鮮やかな発色を特長とし、ハリ、コシ、ドレープ性も優れている。
- (4) 原料の木材パルプから絹の外観に似せてつくった繊維。独特の光沢がファッション衣料に好まれ、染色性に優れ肌触りもよい。製品はコシ、ハリがないという欠点がある。
- (5) 動物繊維の代表的な繊維であり、その製品の特長は弾性に優れ、しわになりにくい。かさ高性があるため空気を多く保持するので温かく、秋冬物衣料として重要な性質を持つ。
- (6) 天然のゴムより劣化しにくく、ドライクリーニング溶剤に対する耐性に優れるなどの長所がある。大きな伸縮回復力のある弾性繊維である。
- (7) ポリアミド系合成繊維の一般名で、ほとんどが長繊維として使われ、短繊維は補強用に単独あるいは羊毛やポリエステルなど他の繊維と混紡して使われる。
- (8) 繊維の主成分はセルロースで、繊維長によって短繊維、中繊維、長繊維、超長繊維などに分けられる。繊維長が長く細いほど高級品とされ、しなやかで光沢のある布ができる。
- (9) 比重が0.91で繊維の中では最も軽く、水に浮く。耐熱性は低く、吸湿性が全くない。中綿に使用したアパレル製品はタンブル乾燥やプレス熱で収縮する欠点がある。
- (10) アクリルニトリル成分が重量比の35～85%で塩化ビニルと結合している合成繊維。塩化ビニルの比率が大きくなるほど難燃性、柔軟性が向上する。

| | | | |
|----------|----------|-----------|---------|
| ア：綿 | イ：麻 | ウ：絹 | エ：羊毛 |
| オ：キャメル | カ：アルパカ | キ：レーヨン | ク：モダクリル |
| ケ：アセテート | コ：ポリエステル | サ：ナイロン | シ：アクリル |
| ス：ポリウレタン | セ：ビニロン | ソ：ポリプロピレン | |

問3 次の記述は、繊維製品の表示に関するものである。文中の空欄①～⑤に該当する語句を下の語群の中からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(1) 組成表示は、組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維（ ① ）を百分率で示す数値を併記して表示する。

(2) 下に示すJ I Sの取扱絵表示の記号の意味は「底面温度（ ② ）℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる」である。



(3) 下に示すJ I Sの取扱絵表示の記号の意味は「塩素系および（ ③ ）漂白剤による漂白処理ができる」である。



(4) 組成表示の繊維等の種類「亜麻」の指定用語は、「麻」、「亜麻」、「 ④ 」である。

(5) 英語による文字表記「W a r m i r o n」は、「中温約（ ⑤ ）℃に設定」を意味する。

(語群)

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| ア：混用率 | イ：混紡率 | ウ：混成率 | エ：30 |
| オ：40 | カ：50 | キ：150 | ク：160 |
| ケ：170 | コ：200 | サ：210 | シ：220 |
| ス：アルカリ系 | セ：中性 | ソ：酸素系 | タ：リネン |
| チ：苧麻 | ツ：ラミー | | |

問 4 次の空欄①～⑩に入る語句をそれぞれ記述下の選択肢から選びその記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 一般的なドライクリーニングシステムは、あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加して洗う、(①) システムである。また、ソープ濃度は(②) %に調整するのが一般的である。

ア：チャージ イ：ジョリー ウ：トーマス
エ：0.5～1 オ：2～3 カ：5

- (2) ランドリーで主に使用される漂白剤の過炭酸ナトリウムは、(③)℃以上で効果を発揮し、緩やかに分解するので生地を傷めることが少ない。標準使用量は、1 Lあたり(④) g。温度は高く、時間は長いほど漂白効果が出る。

ア：40 イ：50 ウ：60
エ：0.1 オ：0.5～1 カ：5～10

- (3) 皮革は、高熱を受けると(⑤)する。また、カビが生えやすく、生える(⑥)や強度低下を起こしやすいなどの性質がある。

ア：溶融 イ：伸長 ウ：硬化収縮
エ：収縮 オ：膨潤 カ：硬化

- (4) (⑦)は、糸の中心から周囲に向かって直角にパイルが出たような特殊構造の糸である。押さえが少なく、糸が浮いたような状態のものが多いため、着用中の摩擦やクリーニング処理での機械力は(⑦)の飛び出しや(⑧)の原因になる。

ア：強撚糸 イ：モール糸 ウ：ストレッチ糸
エ：花糸脱落 オ：生地伸び カ：撚り戻り

- (5) ラメ糸はクリーニングの摩擦に弱く、水洗いは(⑨)を使用し、白物の(⑩)製品と接触させないなどの注意が必要である。

ア：中性洗剤 イ：アルカリ性の洗剤 ウ：メタ珪酸ナトリウム
エ：ウール オ：ナイロン カ：ポリエステル

問5 次の洗剤に関する記述のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

ア：界面張力を強化する働きがある。

イ：浸透、吸着、湿潤する働きがある。

ウ：油を水の中に、あるいは水を有機溶剤中に微粒子状に分散し、乳液状（乳化）または透明液状（可溶化）にする働きがある。

エ：固形粒子（例：土砂やホコリなど）を水や油の中にて凝集する、懸濁する働きがある。

オ：洗剤や仕上剤のイオン性によって薬剤の併用を判断する必要がある。組み合わせによってはイオン結合を起こして本来の効能が相殺されることがある。

カ：洗剤のイオン性は、主成分である界面活性剤により、「アニオン系」、「カチオン系」、「ノニオン系」、「両性イオン」の4種類がある。

問6 次のランドリー工程の洗たく処理に関する記述のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

ア：すすぎは水量を多めにし、すすぎ温度は、初回は洗たく温度と同等とし、2回目以降は常温でよい。

イ：糊付けは、布に光沢、ハリを与え、繊維をコーティングすることにより汚れが直接つかないようにする。また、付着した汚れが容易に取れるようにする。

ウ：脱水は余分な水分を除き、乾燥を早めるほか、色泣きを防ぐ。遠心脱水により行い、脱水時間は通常5～10分とする。

エ：漂白の際に使用する漂白剤には、過炭酸ナトリウムや過酸化水素水などがある。次亜塩素酸ナトリウムは作用が強く、染料が脱色したり、繊維をいためやすくするので注意が必要である。

オ：予洗は、繊維、汚れ、糊などを収縮させ、汚れを取りやすくし、洗剤の浸透を助ける。血液のついたシーツ、油汚れのひどいものは予洗する。

カ：本洗いは、石けんまたは洗剤を使用し、アルカリ剤を加える。アルカリ剤はpHを8～9に保つことで洗剤の洗浄を助ける。

問7 次の特殊プリント加工に関する記述のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

ア：特殊プリント加工の特長の1つとして、プリント表面はおおむね凹凸があり、不均一、風合いは硬くなる。

イ：透明プリント（オイルプリント）は再汚染しやすく、その部分が目立つので注意する。

ウ：暗いところでも光を放出する蓄光顔料プリントや、虹色に見える虹色彩パール顔料プリントは、摩擦に強いがドライクリーニング溶剤に弱い。

エ：カジュアル衣料のクラック加工は、プリント表面が割れているので通常の顔料プリントより脱落しやすく、他の衣料にひっかかることもある。

オ：揉み洗いは避ける。押し洗い、浮かしアイロン、あて布、裏からのアイロン（高温、長時間）が適している。

カ：水洗いの場合は自然乾燥する。ドライクリーニングは石油系とし、ネットを使用する。

問8 次の染色堅ろう度に関する記述のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

ア：耐光堅ろう度は、日光やその他、光による変退色を調べる。実際に太陽光を使用する場合もあるが、一般的には実用的な紫外線カーボンアーク灯光かキセノンアーク灯光による試験を行う。

イ：「洗たく堅ろう度試験」は、家庭での洗濯の作用による変退色とほかの洗濯物への汚染を評価する。

ウ：「水堅ろう度試験」は、水に濡れたことで発生する変退色や接触する物に対する汚染を評価する。試験は、水に浸した試料と添付白布に荷重をかけ所定時間保持し、濡れた状態の変退色と汚染の程度を判定する。

エ：「汗堅ろう度試験」は汗の作用による変退色だけで評価する。

オ：「汗耐光堅ろう度試験」は、光と汗の複合作用による変退色を評価する。

カ：ドライクリーニング溶剤の作用による変退色と他のクリーニング品への汚染を評価するのが「ドライクリーニング堅ろう度試験」である。

問9 次のドライクリーニング溶剤の特性とドライクリーニング適性との関係に関する記述のうち、誤っているものを2つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

ア：沸点が低いほど、低温で蒸発乾燥できる。

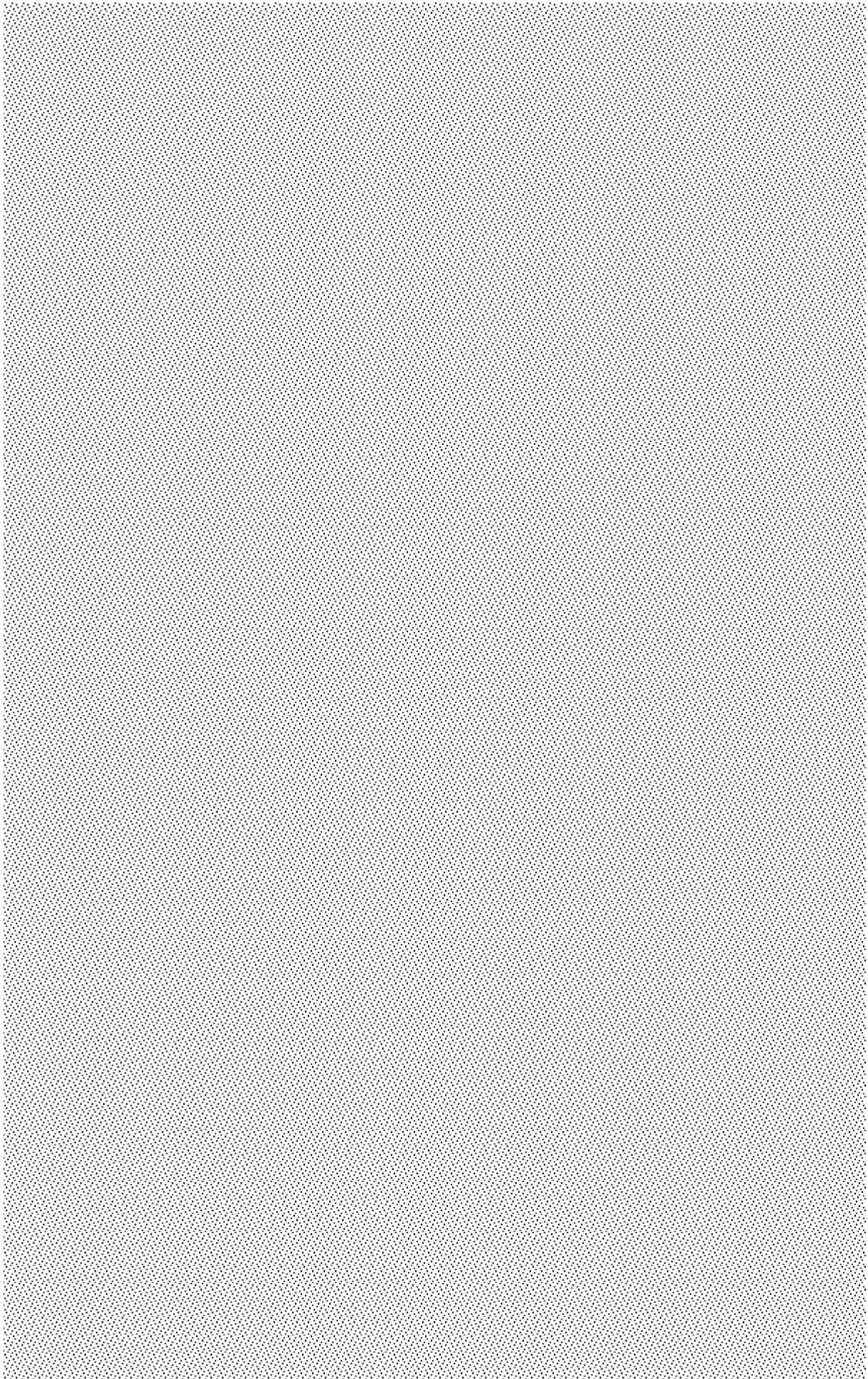
イ：水の溶解度が大きいほど、水溶性の汚れの洗浄に効果的である。

ウ：引火点なしは引火爆発の危険性はないが、消防法の危険物に該当する。

エ：カウリブタノール値（KB値）が小さいほど、洗浄時間を短縮できる。

オ：粘度や表面張力が小さいほど衣料に浸透しやすく、きれいに洗える。

カ：蒸気圧が大きいほど、低温で蒸発乾燥できる。



令和7年度クリーニング師試験 解答

| | |
|------|-----|
| 受験番号 | 氏 名 |
| | |

1 衛生法規に関する知識 (25問)

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 問 1 | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 問 2 | | | | | 問 3 | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | (1) | (2) | (3) | (4) |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| 問 4 | 問 5 | | | 問 6 | | 問 7 | | |
| | (1) | (2) | (3) | ① | ② | (1) | (2) | (3) |
| | | | | | | | | |

2 公衆衛生に関する知識 (25問)

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 問 1 | | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問 2 | | | | 問 3 | | |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (1) | (2) | (3) |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問 4 | | | | 問 5 | | |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (1) | (2) | (3) |
| | | | | | | |

| | | |
|-----|-----|-----|
| 問 6 | | |
| (1) | (2) | (3) |
| | | |

3 洗たく物の処理に関する知識 (40問)

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問 1 | | | | |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 問 2 | | | | | | | | | |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問 3 | | | | |
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 問 4 | | | | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 問 5 | 問 6 | 問 7 | 問 8 | 問 9 |
| | | | | |

令和7年度クリーニング師試験 解答

| | |
|------|----|
| 受験番号 | 氏名 |
| | |

1 衛生法規に関する知識 (25問)

| 問1 | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| タ | セ | エ | ウ | カ | ケ | ト |

| 問2 | | | | | 問3 | | | |
|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | (1) | (2) | (3) | (4) |
| サ | ク | ケ | エ | シ | ○ | × | × | ○ |

| 問4 | 問5 | | | 問6 | | 問7 | | |
|----|-----|-----|-----|----|---|-----|-----|-----|
| イ | (1) | (2) | (3) | ① | ② | (1) | (2) | (3) |
| イ | ○ | ○ | × | イ | エ | ○ | × | × |

2 公衆衛生に関する知識 (25問)

| 問1 | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| キ | イ | カ | シ | サ | オ | セ | ソ |

| 問2 | | | | 問3 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (1) | (2) | (3) |
| ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ |

| 問4 | | | | 問5 | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (1) | (2) | (3) |
| ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × |

| 問6 | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
| ○ | ○ | ○ |

3 洗たく物の処理に関する知識 (40問)

| 問1 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| × | ○ | × | × | ○ |

| 問2 | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
| コ | カ | ケ | キ | エ | ス | サ | ア | ソ | ク |

| 問3 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) |
| ア | サ | ソ | タ | キ |

| 問4 | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| ア | エ | ア | オ | ウ | エ | イ | エ | ア | エ |

| 問5 | | 問6 | | 問7 | | 問8 | | 問9 | |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| ア | エ | オ | カ | ウ | オ | ウ | エ | ウ | エ |